

☆学習障がいのある子どもの教育における
合理的配慮の観点及び一例



学習障がいのある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？



「教育支援資料」には、学習障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点*¹として整理され、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

*読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別な方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。

- 例) 文字の形を見分けることをできるようにする。
 パソコン、デジカメ等の使用
 口頭試問による評価 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

*「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 習熟のための時間を別に設定
 軽重をつけた学習内容の配分 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

*読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。

- 例) 文章を読みやすくするために体裁を変える。
 拡大文字を用いた資料
 振り仮名をつける。
 音声やコンピューターの読み上げ
 聴覚情報を併用して伝える。 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

*身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。

- 例) 体を大きく使った活動
 様々な感覚を同時に使った活動 等

*活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

①
教育内容・方法

* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第三章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。 福島県特別支援教育センター

①-2-3 心理面・健康面の配慮

*** 苦手な学習活動があることで、自尊心が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。**

- 例) 文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長
 必要な学習活動に重点的な時間配分
 受容的な学級の雰囲気作り
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

②—1 専門性のある指導體制の整備

- 例) 特別支援学校や発達障がい者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。
 通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) 努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②—3 災害時等の支援体制の整備

*** 指示を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。**

- 例) 具体的で分かりやすい説明
 不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続 等

③—1 校内環境のバリアフリー化

特になし

③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

*** 類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。**

- 例) 余分な物を覆うカーテンの設置
 視覚的に分かりやすいような表示 等

③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

特になし

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス^{*2}を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

②
支援体制

③
施設・設備